

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年三重県条例第2号）第2条第2項の規定に基づき、三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区を指定し、条例第8条の2第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区基本方針及び同掲出基準を次のとおり定めます。

- 1 屋外広告物沿道景観地区の名称
松阪市屋外広告物沿道景観A地区

- 2 屋外広告物沿道景観地区の区域
県道松阪第二環状線のうち八太町の国道42号との交差点から百々川橋までの区間（一般国道166号との重複区間を含む。）並びに伊勢自動車道松阪インター進入道路のうち料金所から県道松阪第二環状線との交差点までの区間及び当該区間の両側100m以内の区域とする。

- 3 屋外広告物沿道景観地区基本方針の概要

（1）基本構想

近年、先人から受け継いだ美しい自然環境や自然景観を、次の世代に引き継ぐため、美しい景観づくりを推進する機運が高まってきています。

そこで、松阪市では自然、農山村、都市、歴史・文化的な景観を保全、活用した松阪特有の景観や地域のシンボルとなるような景観づくりを進めています。

平成20年度に策定の松阪市景観計画において、この地域は、雲出川沿い田園地区及び丘陵地区の一部に位置づけられ、のどかな田園景観や住宅団地・工業団地などと里山の緑とが調和した景観の保全・創出が求められています。

このため、この地区の自然環境と風景を損なうことのないよう、その地域特性を生かした広告景観を創出するため、屋外広告物について、形状、色彩等の規制及び指導等を行ない、より良い広告景観に誘導するものです。

（2）基本的事項

ア 屋外広告物は、自然景観を阻害するものでないこと。

イ 屋外広告物は、可能な限り広告物間の距離を取ること。

ウ 屋外広告物は、可能な限り周辺の広告物とのバランスを取ること。

特に、高さは統一性を確保すること。

エ 屋外広告物の色彩及びデザインは、それぞれの地域性を尊重したものとすること。

- 4 屋外広告物沿道景観地区掲出基準の概要

（1）景観風致維持基準

この基準は、条例第8条の2第3項第1号の規定により定め、次のものについては、同条例施行規則（昭和41年三重県規則第59号）別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。

ア 広告物の共通基準

（ア） 広告面の彩色は、無彩色を含む5色以内とすること。やむを得ず写真を用いる場合は、広告の表示面積の1/2以内であること

（イ） 広告面の色彩は、蛍光色を避けること

（ウ） ネオンサイン及びLED（点滅するもの及び表示内容が変化するものに限る。）は使用しないこと

イ 禁止地域の自家用広告物

（ア） 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の5分の1以下

（イ） 屋上広告 1面15㎡以下で横長であること

高さは、設置する場所までの高さの4分の1以下かつ5m以下
（屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向2個以下）

（ウ） 広告板 1面10㎡以下

（エ） 広告塔 1面5㎡以下

ウ 許可地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 1 方向当たり同一壁面面積の 3 分の 1 以下
- (イ) 屋上広告 1 面 25㎡以下で横長であること
高さは、設置する場所までの高さの 3 分の 1 以下かつ 10m 以下
(屋上、壁面及び突出を含め建築物 1 棟につき 1 方向 3 個以下)
- (ウ) 広告板 1 面 25㎡以下
- (エ) 広告塔 1 面 12.5㎡以下、高さ 10m 以下
- エ 許可地域の一般広告物
- (ア) 壁面広告 1 方向当たり同一壁面面積の 4 分の 1 以下
- (イ) 屋上広告 1 面 20㎡以下で横長であること
高さは、設置する場所までの高さの 3 分の 1 以下かつ 7 m 以下
(屋上、壁面及び突出を含め建築物 1 棟につき 1 方向 3 個以下)
- (ウ) 広告板 1 面 20㎡以下
広告物間は、5 m 以上離すこと
- (エ) 広告塔 1 面 10㎡以下、高さ 10m 以下
広告物間は、5 m 以上離すこと
- (オ) サインポール 広告物間は、5 m 以上離すこと
- (カ) 広告旗 禁止
- オ 禁止地域のその他広告物
- (ア) 管理広告 1 面 3 m²以下とし、かつ、必要な文言に限る
- (イ) 道標及び案内図板 1 事業所 2 本以下、地は茶色、文字等は白色とし、かつ必要な文言に限る。
- (2) 景観形成指導基準
- この基準は、条例第 8 条の 2 第 3 項第 2 号の規定により定めるもので、条例第 8 条の 3 第 4 項により尊重しなければなりません。
- ア 広告物の共通基準
- (ア) 広告面のベースカラーは、三重県景観色彩ガイドラインの自然的景観をイメージした色彩を用いること。
- (イ) 野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等地域性の高い低花木の植栽を施すこと。
- イ 禁止地域の自家用広告物
- (ア) 壁面広告 1 方向当たり同一壁面面積の 10 分の 1 以下
- (イ) 屋上広告 1 面 10㎡以下で横長であること
高さは、設置する場所までの高さの 4 分の 1 以下かつ 5 m 以下
(屋上、壁面及び突出を含め建築物 1 棟につき 1 方向 2 個以下)
- (ウ) 広告板 1 面 5 m²以下
- (エ) 広告塔 1 面 2.5㎡以下
- ウ 許可地域の自家用広告物
- (ア) 壁面広告 1 方向当たり同一壁面面積の 5 分の 1 以下
- (イ) 屋上広告 1 面 20㎡以下で横長であること。
高さは、設置する場所までの高さの 3 分の 1 以下かつ 10m 以下
(屋上、壁面及び突出を含め建築物 1 棟につき 1 方向 3 個以下)
- (ウ) 広告板 1 面 10㎡以下
- (エ) 広告塔 1 面 5 m²以下、高さ 10m 以下
- エ 許可地域の一般広告物
- (ア) 壁面広告 1 方向当たり同一壁面面積の 7 分の 1 以下
- (イ) 屋上広告 1 面 15㎡以下で横長であること。
高さは、設置する場所までの高さの 4 分の 1 以下かつ 7 m 以下
(屋上、壁面及び突出を含め建築物 1 棟につき 1 方向 3 個以下)
- (ウ) 広告板 1 面 5 m²以下

- | | |
|---------------|-------------------------|
| | 広告物間は、50m以上離すこと |
| (エ) 広告塔 | 1面2.5㎡以下、高さ10m以下。 |
| | 広告物間は、50m以上離すこと |
| (オ) サインポール | 広告物間は、50m以上離すこと |
| (カ) 広告旗 | 禁止 |
| オ 禁止地域のその他広告物 | |
| (ア) 管理広告 | 1面1.5㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。 |
| カ 公共広告物 | |
| (ア) 禁止地域 | 1面10㎡以下、高さ3.5m以下 |
| (イ) 許可地域 | 1面10㎡以下、高さ5m以下 |

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。